

栃木県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次の通り実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和8年5月27日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 千鶴子

1 講習に係る実施期日、実施場所、警備業務の区分

(1) 実施期日

ア 新規取得講習

令和8年7月7日(火)から令和8年7月16日(木)まで（土、日を除く8日間）

イ 追加取得講習

令和8年7月13日(月)から令和8年7月16日(木)まで(4日間)

(2) 実施場所

栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台98番地1 芳賀町工業団地管理センター会議室

(3) 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習定員

(1) 新規取得講習 30名

(2) 追加取得講習 20名

3 受講対象者

(1) 新規取得講習の受講対象者

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習の受講対象者

受講申込日において、当該講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記3(1)のいずれかに該当する者

4 受講申出の要領

受講希望者は、受講申込に先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、1回の通話につき、1名のみ受付とする。受講希望者は抽選により確定とする。

(1) 受講申出の受付期間

令和8年6月10日（水）及び6月11日（木）の2日間

両日とも午前9時00分から午後4時00分までの間。

（但し、午後0時00分から午後1時00分までの間を除く。）

- (2) 受付専用電話
080-9898-0039
(本電話による質疑等は受け付けないので、講習に関する質疑については、あらかじめ栃木県警察本部生活安全部生活環境課(電話028-621-0110)に対して行うこと。)

- (3) 受講対象者の抽選、確定方法
生活環境課において、受講申出受付期間終了後に抽選を行い、受講対象者を決定する。
但し、受講対象者については、その8割を栃木県内に住所を有する者又は、警備員として栃木県内の警備業営業所に所属している者の優先枠とする。

- (4) 抽選結果の通知
令和8年6月12日から、確定した受講対象者に電話連絡し、受付番号を通知する。
なお、抽選に漏れた受講希望者に対する連絡は行わない。

5 受講申込手続等

- (1) 受講申込の方法
警察署に警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)等、受講申込に必要な書類等を持参又はe-Gov電子申請(<https://shinsei.e-Gov.go.jp/>)により提出すること。

また、受講申込は、受講対象者本人が行うこととし、郵送等による提出や代理人による申請は認めない。

- (2) 受講申込期間

ア 警察署に直接提出する場合

令和8年6月24日(水)及び6月25日(木)の2日間

両日とも午前9時00分から午後4時00分までの間。

(但し、午後0時00分から午後1時00分までの間を除く。)

イ e-Gov電子申請(<https://shinsei.e-Gov.go.jp/>)を利用する方法により提出する場合

令和8年6月24日(水)及び6月25日(木)の2日間

- (3) 受講申込に必要な書類等の提出先

栃木県内の各警察署生活安全(刑事)課

- (4) 受講申込に必要な書類等

ア 新規取得講習の受講対象者

- (ア) 受講申込書 1通

但し、受講申込書に所要事項を記載のうえ、写真(申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)1枚を貼付すること。

また、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は不要とする。

- (イ) 前記3の受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面 1通

但し、e-Gov電子申請を利用する方法により上記(ア)の書類を提出する場合は、別途の提出は不要とする。

- a 前記3(1)アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

- b 前記3(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

- c 前記3(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

- d 前記3(1)エに該当する者

旧1級検定の合格証の写し

- e 前記3(1)オに該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

イ 追加取得講習の受講者

前記5(4)アの書面の他、資格者証又は修了証明書の写し

但し、e-Gov電子申請を利用する方法により5(4)ア(ア)の書類を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は不要とする。

6 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 新規取得講習の受講者 47,000円

イ 追加取得講習の受講者 23,000円

(2) 納付方法

受講申込に必要な書類等の提出時に、提出先警察署の生活安全(刑事)課において、新規取得講習、追加取得講習の別に応じ、相当する額を原則、POSレジ決済により納付する。

但し、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、前記5(3)の提出先において納付すること。

なお、既納の手数料はいかなる理由があろうとも返納しない。

7 講習の委託

本講習は、一般社団法人栃木県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 新規取得講習の受講対象者は、講習初日の令和8年7月7日(火)午前9時00分までに実施場所に集合すること。

(2) 追加取得講習の受講対象者は、講習初日の令和8年7月13日(月)午前8時45分までに実施場所に集合すること。

(3) 受講に際しては、筆記具(鉛筆、シャープペン、消しゴム等)、昼食等を持参すること。なお、本講習に使用する教本は、講習時に配付する。

(4) 本講習終了後に、修了考査を実施し、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

9 問い合わせ先

講習に関する問い合わせは、平日の午前9時00分から午後4時00分までの間(但し、午後0時00分から午後1時00分までの間は除く)に、栃木県警察本部生活安全部生活環境課(電話028-621-0110)又は、各警察署生活安全(刑事)課に対して行うこと。